

いわき市農業委員会第21回総会議事録

会長 蛭田元起は、令和8年1月23日(金曜日)午後2時00分、いわき市農業委員会総会を
いわき市役所東分庁舎5階会議室にて開催した。

1 出席者(計36名)

(1) 農業委員(24名)

1 鈴木 幸夫	11 平田 敬一	21 大竹 公治
2 鈴木 義直	12 鈴木 忠光	22 加茂 直雅
3 遠藤 重和	13 岡村 泰典	23 油座 盛明
4 木幡 仁一	14 佐川 良平	24 藁谷 昭夫
5 蛭田 元起	15 菅野 綾	
6 志賀 幸	16 木村 義昭	
7 田子 耕一	17 新妻 吉人	
8 古市 邦男	18 松崎 正信	
9 四家 誠	19 生田目 祥明	
10 中根 まり子	20 石井 英毅	

(2) 事務局(12名)

事務局長	鈴木 一徳
事務局参事兼次長	中村 祐一
農政振興係長	佐藤 公威
農地調査係長	鯨岡 孝行
農地審査係長	蛭田 祥久
農地調査係主査	鈴木 昌則
農地調査係主査	坂本 祐輔
農地審査係主査	櫛田 秀則
農地審査係主査	浅川 実利
農地審査係主事	千葉 風摩
農政振興係主査(書記)	鹿内 竜也
農業政策課農村支援係主査	小野 祐司

2 欠席者

なし

3 会議の概要(注：個人情報に係る箇所を除く)

事務局
(中村次長) それでは、議事に入ります。
議事の進行は、いわき市農業委員会総会会議規則第6条第1項の規定により、会長が議長となり進行することとなります。
蛭田会長、よろしく願いいたします。

議長
(蛭田会長) それでは、議長を務めさせていただきます。
円滑な議事進行に努めて参りたいと思いますので、皆様のご協力をお願いいたします。
始めに、本日の通告欠席はございません。
現在、委員24名中24名が出席しており、これは、農業委員会等に関する法律第27条第3項に規定する総会開会に必要な過半数を超えております。
本日の総会が成立することをご報告いたします。
次に、いわき市農業委員会総会会議規則第7条の規定により、開会・閉会は議長が宣告することになっておりますので、宣告いたします。
只今より、「いわき市農業委員会第21回総会」を開会いたします。
次に、議事録署名人の指名ですが、いわき市農業委員会総会会議規則第24条第2項の規定により、議長が指名いたします。
議席番号2番 鈴木義直委員、議席番号3番 遠藤重和委員、以上2名の委員をお願いいたします。
また、書記は事務局をお願いいたします。
なお、議事録については、いわき市個人情報保護条例等に留意の上、委員個人名と発言内容の全てを記載する「全文記録方式」により作成いたします。
また、作成した議事録については、いわき市の公式ホームページにおいても、公表いたします。
次に、会務報告に入ります。
今月の報告は、令和7年12月分となります。
議案書2ページに記載のとおりですので、各自ご確認下さい。
これより議事に入りますが、先に留意事項について申し上げます。
総会資料には、個人情報が含まれており、非常勤の特別職公務員である農業委員及び農地利用最適化推進委員には、守秘義務が課せられていることから、その取り扱いについては、十分ご注意願います。
次に、議案・報告案件において、取下げ・追案等があるかどうか、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長) 特に、取下げ・追案等はありません。

議長
(蛭田会長) それでは、議事に入ります。
農業委員会等に関する法律第31条、議事参与の制限で、農業委員会の委員は、自己又は同居の親族、若しくは、その配偶者に関する事項について

議長
(蛭田会長)

は、その議事に参与することが出来ないこととされております。

本日、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」において、議席番号19番 生田目祥明委員が該当しております。

また、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」において、議席番号2番 鈴木義直委員と議席番号8番 古市邦男委員が該当しております。

該当者は、当該審議の際に一時退出をお願いいたします。

なお、その他該当者がいれば、議案審議の際に申し出て下さい。

それでは、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の3ページをお開き願います。

【議案第1号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(千葉主事)

議案の説明に入る前に、資料の訂正がございます。

議案説明書の2ページをお開き下さい。

番号3番から番号9番について、備考欄に記載されている1㎡あたりの売買価格に誤りがありましたので、訂正いたします。

番号3番は2,000円、番号4番から番号7番は1,000円、番号8番は1,500円、番号9番は1,000円となります。

改めまして、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。

議案説明書と併せて地図につきましては、別紙現地調査位置図をご覧ください。

番号1番から番号16番につきましては、売買による所有権の移転、番号17番につきましては、賃借権の設定です。

以上が、今月の農地法第3条許可申請案件となります。

今月の3条申請面積につきましては、田36,106.00㎡、畑15,272.54㎡、合計51,378.54㎡となります。

続きまして、議案説明書5ページをお開き願います。

許可要件につきましては、3条許可が出来ない場合を示した農地法第3条第2項各号には該当しないため、許可要件の全てを満たしている記載となっております。

つきましては、現地調査報告の内容を踏まえ、ご審議下さるようお願いいたします。

なお、許可要件の詳細につきましては、議案説明書7ページでご確認下さい。

説明は、以上です。

<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今、議案第1号について、事務局より説明がありました。 ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。</p>
<p>14番 佐川委員</p>	<p>番号1番から番号17番について、現地を調査しました結果、特段、問題は ありませんでした。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>報告は、以上です。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。 これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>19番 生田目委員</p>	<p>資料の記載内容について、確認させて下さい。 番号17番の賃貸借の案件について、備考欄には「売買価格」と記載されて おりますが、「賃借料」の間違いではないでしょうか。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>ご指摘のとおり、「賃借料」となります。 参考までに、土地全体では年額19,060円となっております。</p>
<p>19番 生田目委員</p>	<p>わかりました。 ありがとうございます。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第1号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませ んか。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第1号「農地法第3条第1項の規定による許可 申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p>
<p>議長 (蛭田会長)</p>	<p>次に、議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、 事務局の説明を求めます。</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>議案書の4ページをお開き願います。 【議案第2号を朗読し、審議事項を説明】</p>
<p>事務局 (蛭田係長)</p>	<p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の9ページをお開き願います。 議案第2号「農地法第4条第1項の規定による許可申請について」、ご説 明いたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>議案説明書の10ページをお開き願います。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定 理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。</p>
<p>事務局 (浅川主査)</p>	<p>なお、「現地調査位置図」は12ページ及び13ページ、「意見及び決定理由</p>

事務局
(浅川主査)

書」は、右下の欄に記載しております受付番号4003番になります。

それでは、説明いたします。

番号1番、申請人の住所・氏名は、平下神谷、(氏名は不表示)です。

申請土地の表示は永崎、登記地目は田、現況は畑、転用面積は700㎡です。

転用目的は、駐車場・資材置場です。

申請人は個人事業主として、市内で主に自動車整備業、中古車販売業等を営んでおりますが、既存の事業用地では手狭となったため、令和5年5月に相続してから不耕作状態であった申請地に、中古車・廃タイヤ・ホイール等を保管する目的で今回の申請に至ったものです。

以上1件、面積は田700㎡、畑0㎡、合計700㎡です。

申請内容を精査した結果、申請箇所は農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第2号について、事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

15番
菅野(綾)
委員

番号1番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

9番
四家(誠)
委員

番号1番について、事務局の説明では、解体した自動車も含まれるとのことでした。

解体した自動車を置くとなると、オイル等の流出が懸念されますが、その対策については、どうなっているのでしょうか。

事務局
(浅川主査)

申請者は、自動車の解体を主とした事業者ではございません。

自動車の整備及び販売を主とした事業者であり、申請内容においても、解体した自動車を置くものではなく、価値の低い自動車を置くものとされております。

9番
四家(誠)
委員

私も自動車整備士の国家資格を有しておりますが、自動車の解体及び整備の過程においては、エンジンオイルやブレーキオイル等が流出する場合がございます。

現地調査位置図を見ると、申請地には隣接する水路がございます。

もし水路にオイル等が流出すれば、環境汚染となり、色々な問題が生じるでしょう。

流出対策が徹底されていなければ、許可出来ないものと考えます。

事務局 (浅川主査)	<p>四家委員のご指摘のとおり、整備の過程においてもオイル等の流出の可能性がございますので、申請者に対し、流出対策を徹底するよう指導することといたします。</p>
9 番 四家(誠) 委員	<p>よろしく願いいたします。</p>
議長 (蛭田会長)	<p>そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。</p> <p style="text-align: center;">【意見・質問なし】</p> <p>ご質問がないようですので、お諮りいたします。</p> <p>議案第 2 号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。</p> <p style="text-align: center;">【「異議なし」の声あり】</p> <p>ご異議なしと認め、議案第 2 号「農地法第 4 条第 1 項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。</p> <p>次に、議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (蛭田係長)	<p>議案書の 5 ページをお開き願います。</p> <p style="text-align: center;">【議案第 3 号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、担当者が説明いたします。</p>
事務局 (櫛田主査)	<p>議案説明書の 11 ページをお開き願います。</p> <p>議案第 3 号「農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書の 12 ページをお開き願います。</p> <p>配付しております「現地調査位置図」及び「許可申請に係る意見及び決定理由書」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。</p> <p>なお、「現地調査位置図」は 12 ページから、「意見及び決定理由書」は、右下の欄に記載しております受付番号 5032 番からとなります。</p> <p>それでは、申請土地の表示、登記地目、転用面積、転用目的、権利の移動事由の順で申し上げます。</p> <p>番号 1 番、好間町上好間、畑 1,492.00㎡、太陽光発電設備の設置及び販売、所有権の移転。</p> <p>番号 2 番、大久町小久、田、併用地を含む計画面積 1,290.17㎡のうち 1,167.94㎡、幼稚園、所有権の移転。</p> <p>番号 3 番、小川町西小川、畑、計画面積 1,919.00㎡、建設残土処分場(一時転用)、使用貸借権の設定。</p> <p>本案件は、必要な許可を経ずに転用した追認の案件となります。</p> <p>本案件は、建築指導課、開発盛土対策担当者との現地立ち合いの上で、問題ないことの確認を受けて、建設残土を搬入していましたが、農地法の許</p>

事務局
(櫛田主査)

可を得ずに盛土していたものです。

今回の事例では、農地転用許可を受けなければならないこと及び許可を受けるまでは工事を中断することを説明し、農業委員会の指導に従い、搬入を一時中断した上で、可能な限り速やかに転用申請を行ったこと、顛末書で再発防止について言及していること及び周辺農地の営農に影響はないと考えられることから、原状回復を行わず、追認により許可することもやむを得ないと考えます。

番号4番、川前町川前、田及び畑、併用地を含む計画面積1,865.81㎡のうち1,797.81㎡、停泊場(一時転用)、賃借権の設定。

番号5番、大久町小久、田、計画面積1,809.00㎡、通路兼資材置場(一時転用)、使用貸借権の設定。

以上5件、面積は田4,637.39㎡、畑3,548.36㎡、合計8,185.75㎡となります。

これらを踏まえ、申請内容を精査した結果、申請箇所全てが農地転用許可基準である「立地基準」及び「一般基準」を満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第3号について、事務局より説明がありました。

ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

16番
木村(義)
委員

番号1番及び番号2番について、現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

なお、番号3番については、追認案件であり、現地調査時には建設残土の搬入が行われていたこと、及び事務局の指示に従い工事を中断しているために、重機等が現地に置かれていないことを確認しました。

農業委員会の許可を得ることなく建設残土を搬入したことは問題ではありますが、事務局の説明のとおりであることから、当該転用申請について、許可とすることもやむを得ないと考えます。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

続いて、事務局よりお願いいたします。

事務局
(櫛田主査)

番号4番及び番号5番について、一時転用案件であることから、事務局で現地を調査した結果、特段、問題はありませんでした。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

番号1番の譲受人、株式会社サンライフコーポレーションについて、どのような会社なのか教えて下さい。

事務局
(浅川主査)

株式会社サンライフコーポレーションについては、令和6年度に勿来町酒井において、太陽光発電設備を設置する転用案件(5条案件)の譲受人となった会社でございます。

主に、太陽光発電設備の施工、販売及び保守管理事業を行っております。

今回の申請内容につきましては、譲渡人から購入した申請地に太陽光発電設備を設置し、その後、みやぎ生活協同組合に土地と設備を売却する予定となっております。

但し、土地及び設備の維持・保守管理については、引き続き株式会社サンライフコーポレーションが行うものとなっております。

また、みやぎ生活協同組合につきましては、当該発電設備で発電した電気の全量について、子会社の電気事業者である株式会社地球クラブに供給する予定となっております。

当該案件につきましては、通常の申請形態とは異なる申請となっております。

土地及び太陽光発電設備を購入するということですので、本来であれば、みやぎ生活協同組合が譲受人となるところですが、県に確認したところ、転用目的が太陽光発電設備の設置及び販売であることから、譲受人が株式会社サンライフコーポレーションで問題はないとの回答があったところでございます。

質問の趣旨と外れましたが、株式会社サンライフコーポレーションについては、太陽光発電設備の発電事業者ではなく、販売及び設置事業者でございます。

7番
田子委員

そうすると、株式会社サンライフコーポレーションについては、土地を購入後、設備を設置し、更に転売するということになる訳ですね。

今回は、売り先がみやぎ生活協同組合ですので問題はないと思いますが、我々が疑わしいと感じるような事業者であれば、それは問題があるかなと考えます。

このような商法について、我々が直接判断しても良いものなのでしょうか。

何だか、少しわからなくなりました。

事務局
(浅川主査)

先程も申しあげました通り、事務局におきましても、申請内容が本当に正しいものなのか、県いわき農林事務所を通じて県農業担い手課へ確認したところでございます。

その答えが、今回の形態であれば、太陽光発電設備の「発電事業者」ではなく、「設置事業者」であることから、問題がないものと回答を受けたところでございます。

また、昨年10月に「いわき市再生可能エネルギー発電施設の適正な導入及び管理に関する条例」が施行されておりますので、農業委員会としましては、同条例により義務付けられている「工事着手届」を市に提出した後に、農地転用の許可申請をするよう指導しているところでございます。

事務局 (浅川主査)	申請内容に疑義が生じた際には、適宜、市と連携を図りながら、対応して行く考えでございます。
7番 田子委員	わかりました。 ありがとうございます。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。
19番 生田目委員	番号3番について、お伺いいたします。 「許可申請に係る意見及び決定理由書」を確認したところ、一時転用後は、建設残土で盛土をして、農地に戻すということで間違いはないでしょうか。
事務局 (櫛田主査)	間違いございませんが、直ちに耕作するのか確認したところ、本人は耕作が困難なことから、息子たちが出来るようになってから耕作するとの回答でありました。 農地には回復いたしますが、耕作には数年要するものと判断されます。
19番 生田目委員	わかりました。 そこで、もうひとつお伺いいたします。 建設残土で盛土する場合、表土に関して懸念がございます。 耕作に適した土なのか、土質に関してお聞きしたいと思います。
事務局 (櫛田主査)	建設残土につきましては、広野町の病院建設によるものと聞いております。 土質までは把握しておりませんが、耕作に適した土を表層に盛って、畑として使えるようにすると聞いております。
19番 生田目委員	わかりました。 ありがとうございました。
議長 (蛭田会長)	そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。 【意見・質問なし】 ご質問がないようですので、お諮りいたします。 議案第3号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。 【「異議なし」の声あり】 ご異議なしと認め、議案第3号「農地法第5条第1項の規定による許可申請について」は、原案のとおり可決いたします。 次に、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について」審議

議長
(蛭田会長)

いたしますが、冒頭でのご説明のとおり、議事参与の制限に議席番号19番
生田目祥明委員が該当しております。

生田目委員は、一時退出をお願いいたします。

【生田目委員、一時退出】

それでは、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の6ページをお開き願います。

【議案第4号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(鈴木主査)

それでは、議案第4号について説明いたします。

議案説明書の14ページをお開き下さい。

議案第4号は、令和5年4月より基盤強化促進法の一部が改正されたこと
から、農地中間管理事業の推進に関する法律(第19条第3項の規定)により、
市が農業委員会に対し意見を求めるものです。

次のページをご覧ください。

公益財団法人福島県農業振興公社が、農地中間管理事業により、新たに
農地中間管理権を取得し、借り受け者に転貸する新規転貸事案です。

実施地区は平・遠野・好間・四倉・川前、借り手は153名、対象筆数は田
845筆、畑377筆、面積は田628,541㎡、畑199,801㎡です。

続きまして、再転貸の事案です。

実施地区は平・四倉、借り手は7名、対象筆数は田53筆、畑18筆、面積は
田47,275㎡、畑19,335㎡です。

また、貸付相手方の要件については、満たしております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第4号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、
ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。

議案第4号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第4号「農地中間管理事業の推進に関する法律
第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見に
ついて」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

それでは、生田目委員、入室願います。

【生田目委員、入室】

次に、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による
地域計画の変更(案)に対する意見について」審議いたしますが、冒頭での

議長 (蛭田会長)	<p>ご説明のとおり、議事参与の制限に議席番号2番 鈴木義直委員と議席番号8番 古市邦男委員が該当しております。</p> <p>鈴木委員と古市委員は、一時退出をお願いいたします。</p> <p style="text-align: center;">【鈴木委員と古市委員、一時退出】</p> <p>それでは、事務局の説明を求めます。</p>
事務局 (鯨岡係長)	<p>議案第5号について、ご説明いたします。</p> <p>市が地域計画を策定・変更する際には、予め農業委員会等関係者の意見を聞くこととなっており、農業委員会は総会において、意見を取りまとめることとされております。</p> <p>それでは、議案を述べさせていただきます。</p> <p style="text-align: center;">【議案第5号を朗読し、審議事項を説明】</p> <p>なお、詳細については、市農業政策課の担当者が説明いたします。</p>
事務局 (小野主査)	<p>農業政策課の小野と申します。</p> <p>議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)について」、ご説明いたします。</p> <p>議案説明書と併せて、事前に配付しております資料1「目標地区」をご覧になりながら、お聞き下さるようお願いいたします。</p> <p>それでは、議案説明書の77ページ、「地域計画策定(変更)の内容について」をお開き願います。</p> <p>今回、本市地域計画のうち、3地区について変更があることから、主な変更点をご説明いたします。</p> <p>1地区目、下平窪地区で平浄水場の施設用地拡大に伴う変更となります。主な変更内容につきましては「面積の変更」になり、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について25.4ha から23.4ha へ変更、「農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積」について24.5ha から22.5ha へ変更、「田の面積」について21.3ha から19.9ha へ変更となります。</p> <p>2地区目、白米地区で、主な変更内容につきましては、「担い手の減」及び「面積の変更」になり、「4 地域内の農業を担う者一覧」については、資料に記載した担い手の方が減となります。</p> <p>面積につきましては、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について21.3ha から20.9ha へ変更、「田の面積」について20.4ha から20.0ha へ変更になります。</p> <p>3地区目、大森地区で、主な変更内容につきましては、「面積の変更」になり、「1(1)地域計画の区域の状況」のうち、「区域内の農用地等面積」について42.4ha から42.1ha へ変更、「畑の面積」について5.7ha から5.5ha へ変更になります。</p> <p>なお、3地区における地域計画の詳細については、議案説明書の78ページ目以降により、ご確認下さるようお願いいたします。</p> <p>説明は、以上です。</p>

議長
(蛭田会長)

只今、議案第5号について、事務局より説明がありました。
これについて、委員の皆様から、何かご質問はございますか。

【質問なし】

ご質問がないようですので、当該計画(案)に対するご意見のある方は、ご発言をお願いいたします。

【意見なし】

ご意見がないようでありますので、お諮りいたします。
議案第5号について、「意見なし」とすることに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第5号「農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について」は、「農業委員会の意見はなし」といたします。

それでは、鈴木委員と古市委員、入室願います。

【鈴木委員と古市委員、入室】

ここで、議案第6号に入る前に、10分間休憩を取ります。
午後3時10分まで休憩とします。

【10分間休憩】

全員お揃いですので、議事を再開いたします。
次に、議案第6号「非農地の判断について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(鯨岡係長)

議案書の8ページをお開き願います。

【議案第6号を朗読し、審議事項を説明】

なお、詳細については、担当者が説明いたします。

事務局
(坂本主査)

お配りしております、議案説明書及び資料2をお開き願います。

番号1番から番号27番の登記地目田及び畑については、利用状況調査の結果、長年耕作がされておらず、既に山林・原野化していることから、非農地判断を行うものです。

土地の現況については、ドローンを所有している市消防本部の協力のもと、平2区地区審議会の農業委員及び推進委員が参加のうえ、12月8日にドローンを活用した空撮を実施し、耕作の目的に供されていないことを確認しております。

また、非農地判断することについて、地権者等の意向確認も行っております。

1月分は、田7筆1,427㎡、畑47筆13,100㎡、計54筆14,527㎡です。

空撮等による現地の様子については、前面のモニターに投影させていただきます。

説明は、以上です。

【現地の様子をモニターに投影】

議長
(蛭田会長)

只今、議案第6号について、事務局より説明がありました。
ここで、担当委員より、現地調査時の意見の報告をお願いいたします。

9番
四家(誠)
委員

番号1番から番号27番について、平2区地区審議会の木幡仁一委員、四家功二委員、宍野正秋委員、村田裕委員、渡邊弘幸委員と一緒に、12月8日にドローンを活用した空撮にて現地を確認しましたが、既に原野・山林の様相を呈している状況であります。

非農地化することに関しては、特段、問題ありません。
報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今の報告では、特に問題ないと判断されるとのことでした。
これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第6号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第6号「非農地の判断について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、議案第7号「いわき市農業委員会総会会議規則の改正について」、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の9ページをお開き願います。

【議案第7号を朗読し、審議事項を説明】

お配りしました資料3をご覧ください。

本市では、市民サービスのDX化や、業務効率化などのデジタル技術を活用した構造改革の取り組みを進めているところですが、アナログ的な手法を前提とする条例・規則等の規定(アナログ規制)により、デジタル技術の活用が最大限活用出来ない状況が生じております。

これを踏まえ、本市では、デジタル技術の進展に適応した環境を整え、更なる構造改革を推進するため、本年度から令和10年度にかけて、事務の根拠となる関係例規等のアナログ規制に該当する条項等について、必要な改正を進めることとしております。

今般、全庁的な例規等の見直しに係る協議が進められた結果、農業委員会が所管する例規等のうち、「いわき市農業委員会総会会議規則」の総会議事録に関する規定の一部について、アナログ規制に該当する旨の結果が示されたことから、同規則の一部改正を行うものです。

また、総会時における議事録署名人について、文言を整理いたしました。

主な改正内容につきましては、議長に加え、議長が指名した2人の出席委員が総会の議事録に署名することを、明確にいたしました。

また、議事録が電磁的記録により作成されている場合は、「電子署名」なども署名と同様の効力を発揮出来るよう、選択肢を増やすことで、今後の運用に支障が生じないように整理いたしました。

施行日につきましては、令和8年7月1日(予定)となります。

この日付は、規則等の一部改正を複数抱えている市長部局の施行日と同

事務局
(佐藤係長)

日としているところがございます。

また、資料の2ページが新旧対照表、3ページから6ページまでが改正後の本則となっておりますので、各自ご確認願います。

なお、今回の一部改正につきましては、将来的な運用を円滑にするための事前に行う整理でございます。

今後、具体的な運用が示されるまでは、これまでの署名を続けて参りますので、併せてご承知願います。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

只今、議案第7号について、事務局より説明がありました。

これについて、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

7番
田子委員

改正内容のひとつは、議事録署名人に新たに議長が加わったということでしょうか。

事務局
(佐藤係長)

議事録につきましては、改正前から、議長と議事録署名人(2名)の計3名により確認して頂いているところです。

これまで、当該規則に議長の文言が記載されておりませんでしたので、明確化したところがございます。

7番
田子委員

わかりました。

ありがとうございます。

議長
(蛭田会長)

そのほか、委員の皆様から、何かご意見・ご質問はございますか。

【意見・質問なし】

ご質問がないようですので、お諮りいたします。

議案第7号について、原案のとおり可決することに、ご異議ございませんか。

【「異議なし」の声あり】

ご異議なしと認め、議案第7号「いわき市農業委員会総会会議規則の改正について」は、原案のとおり可決いたします。

次に、報告に入ります。

始めに、報告第1号から第4号まで、一括して事務局の説明を求めます。

事務局
(蛭田係長)

議案書の10ページをお開き願います。

【報告第1号を朗読し、報告事項(農地法第3条の3第1項の規定による届出について)を説明】

議案説明書の95ページから102ページをお開き願います。

今月の報告件数は34件、権利の移動理由は全て相続です。

権利の取得面積は田88,583.17㎡、畑68,848.34㎡、合計157,431.51㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

事務局
(蛭田係長)

続きまして、議案書の11ページをお開き願います。

【報告第2号を朗読し、報告事項(農地法第4条第1項第7号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の103ページ、104ページをお開き願います。

今月の報告件数は1件、転用面積は田0㎡、畑565.86㎡、合計565.86㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の12ページをお開き願います。

【報告第3号を朗読し、報告事項(農地法第5条第1項第6号の規定による届出について)を説明】

議案説明書の105ページ、106ページをお開き願います。

今月の報告件数は3件、転用面積は田474㎡、畑427㎡、合計901㎡です。

以上、事務局長が専決処分しましたので報告いたします。

続きまして、議案書の13ページをお開き願います。

【報告第4号を朗読し、報告事項(農地法第18条第6項の規定による通知について)を説明】

議案説明書の107ページから110ページをお開き願います。

今月の報告件数は10件、面積は田69,106㎡、畑20,157㎡、合計89,263㎡です。

以上、合意解約通知がありましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、報告第5号について、事務局の説明を求めます。

事務局
(佐藤係長)

議案書の14ページをお開き願います。

【報告第5号を朗読し、報告事項(引き続き農業経営を行っている旨の証明書について)を説明】

議案説明書の111ページ、112ページをお開き願います。

今月の交付件数は1件、内訳は相続税の納税猶予です。

面積は田15,476.00㎡、畑3,115.42㎡、合計18,591.42㎡です。

以上、事務局長が専決し、証明書を交付しましたので報告いたします。

報告は、以上です。

議長
(蛭田会長)

以上、事務局説明のとおり、ご承知願います。

次に、その他に入ります。

始めに、私から1点ございます。

令和8年いわき市農作業労働賃金標準額表の印刷作業が終了しましたので、本日、皆様にお配りしたところです。

また、農家への戸別配付については、2月の農事組合回覧にて行いますので、併せてご承知願います。

私からは、以上です。

議長
(蛭田会長)

次に、事務局より何かございますか。

事務局
(佐藤係長)

昨年12月に開催した第20回総会、議案第6号「いわき市農業委員会規程及びいわき市農業委員会事務局規程の改正について」において、木幡委員より「会長が人事の専決事項を有することになると、ハラスメント規定の対象になる可能性があるため、その取り扱いについて確認が必要である」とのお質しがありましたので、お答えさせていただきます。

始めに、本市において、人事権を有する者に対するハラスメント規定はございません。

また、本市農業委員会会長は、職員の人事案に関与していないため、ハラスメント規定の対象にはなりません。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

そのほか、事務局より何かございますか。

【特になし】

それでは、委員の皆様より何かございますか。

4番
木幡委員

本業が税理士ということで、この場をお借りしまして、少しお話させて頂きたい内容がございます。

この度の衆議院議員総選挙におきましては、各党押し並べて争点がないものですから、皆、消費税を無くす、或は下げるということを選挙公約に掲げております。

概ねがゼロ税率で、期間を限定して2年間という主張もございます。

このゼロ税率について、新聞やマスコミの報道は、物を、食品を買う一般消費者の視点から、経済対策云々という言い方をしておりますが、事業者の皆様にとってどういう意味があるのか、説明させて頂きたいと思っております。

今年から消費税の納税義務者になる方もいらっしゃると思いますので、ゼロ税率がどういうことなのか、簡単にお話させていただきます。

【ゼロ税率の説明】

皆様には、各党の様々な主張をご検討頂き、投票して頂ければと思っております。

説明は、以上です。

議長
(蛭田会長)

参考になった方も多いと思っております。

木幡委員、ありがとうございました。

そのほか、委員の皆様より何かございますか。

【特になし】

特にないようですので、以上を持ちまして「いわき市農業委員会第21回総会」を閉会いたします。

ご協力、ありがとうございました。

4 議案・報告の内容及び審議結果

(1) 議案

番号	名称	審議結果
第1号	農地法第3条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第2号	農地法第4条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第3号	農地法第5条第1項の規定による許可申請について	原案のとおり可決
第4号	農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定による農用地利用集積等促進計画(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第5号	農業経営基盤強化促進法第19条第6項の規定による地域計画の変更(案)に対する意見について	「意見なし」にて可決
第6号	非農地の判断について	原案のとおり可決
第7号	いわき市農業委員会総会会議規則の改正について	原案のとおり可決

(2) 報告

番号	名称
第1号	農地法第3条の3第1項の規定による届出について
第2号	農地法第4条第1項第7号の規定による届出について
第3号	農地法第5条第1項第6号の規定による届出について
第4号	農地法第18条第6項の規定による通知について
第5号	引き続き農業経営を行っている旨の証明書について

5 農業委員会等に関する法律第31条に規定する議事参与の制限に該当した委員

2 鈴木 義直 8 古市 邦男 19 生田目 祥明

6 本総会の閉会時刻

午後3時45分

7 本総会の議事録署名人に指名された委員

2 鈴木 義直 3 遠藤 重和